

**第 25 回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場  
生活環境影響調査評価委員会  
議事録**

○司会

本日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。まず会議に先立ちまして、5月22日付で委員の交代がございましたので御紹介させていただきます。大宮委員の後任として、村田町町民生活課長の菅生好範様、新たに委員御就任いただいておりますので、ここに御紹介申し上げます。

○菅生委員

菅生と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会

それでは、ただ今から第25回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会を開催いたします。開催にあたりまして、宮城県生活環境部長の後藤から挨拶を申し上げます。

○後藤部長

改めまして、この4月に環境生活部長になりました後藤でございます。よろしくお願ひします。本日はお忙しい中、委員の皆さまには第25回評価委員会に御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。竹の内産廃処分場につきましては、これまで国から承認を受けた実施計画に基づいて支障除去対策を進めてきたところでございますが、評価委員会でも審議された意見を参考にさせていただきまして、県といたしましては第2段階対策は必要ないものと判断し、平成28年度で実施計画を終了をさせていただきました。

実施計画の終了によりまして国からの財政的な支援はなくなりますが、処分場が廃止されるまでの間はわれわれ県といたしましても定期的に評価委員会から意見を伺いながら維持管理、そしてモニタリングを継続するというようにさせていただいております。また、仮に場外周辺地下水が基準を超過するなど、生活環境保全上の支障が生ずるおそれが高いと判断される状況になった場合には防止措置を講ずることとしておりまして、評価委員会の皆さま方からいただく意見が大変重要なものであるというふうに考えてございます。

本日の議題、審議事項といたしまして、平成28年度下期生活環境影響調査報告書となっておりますので、委員の皆さまには専門的見地から御意見をいただきまして、よろしく御審議を賜りますよう、お願ひを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

○司会

続きまして、本日出席の委員を紹介させていただきます。須藤委員長でございます。

○須藤委員長

須藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

細見副委員長でございます。

○細見副委員長

細見です。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

藤巻副委員長でございます。

○藤巻副委員長

藤巻でございます。よろしくお願いいたします。

○司会

稲森委員でございます。

○稲森委員

よろしくお願いいたします。

○司会

岡田委員でございます。

○岡田委員

岡田でございます。よろしくお願いいたします。

○司会

佐藤委員でございます。

○佐藤委員

佐藤です。

○司会

菅生委員でございます。

○菅生委員

よろしくお願いいたします。

○司会

田村委員でございます。

○田村委員

田村です。よろしくお願いいたします。

○司会

なお、風間委員は欠席ということで御連絡をいただいております。また、井上委員は途中から御出席ということで御連絡をいただいておりますので、御紹介いたします。

次に事務局職員を紹介させていただきます。宮城県環境生活部長の後藤でございます。

○後藤部長

よろしくお願いいたします。

○司会

同じく環境生活部次長の金野でございます。

○金野次長

金野です。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

竹の内産廃処分場対策室長の角屋でございます。

○角屋室長

角屋と申します。よろしくお願いいたします。

○司会

そして私、同じく室長補佐をしております佐藤でございます。本日の進行を務めさせていただきます。引き続き進めさせていただきます。本委員会は10人の委員により構成されております。現時点で8名の委員に御出席をいただいております。村田町竹の内地区産業

廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会条例第4条第2項の規定に基づき、会議の定足数につきましては委員の半数以上の出席をもって成立とされています。既に8名に御出席いただいておりますので、有効に成立していることを御報告させていただきます。

次に配布資料の確認をさせていただきます。机上にお配りしてございましたが、まず次第、出席者名簿を付けさせていただきます。それとA4横の座席表。それから本日の審議の資料といたしまして、資料1、生活環境影響調査報告書(案)。資料2としまして、同じく概要版の案をお配りさせていただきます。以上、配布漏れ等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次第の3、議事の進行に移ります。議長につきましては委員会条例第4条第1項の規定に基づきまして、委員長にお願いすることとなっております。須藤委員長、よろしくお願いいたします。

#### ○須藤委員長

かしこまりました。それではまず一言御挨拶を申し上げた後、議事進行に移りたいと思います。委員の先生方には大変御多用の中を、非常に厳しい暑さの中、お集まりをいただきまして、大変どうもありがとうございます。先ほど後藤部長からもお話がございましたように、昨年度モニタリング結果を総括いたしまして、評価委員会として第2段階対策の必要性に関する評価を審議いたしまして、処分場の状況から実施する必要はないという評価をいたしました。しかしながら、処分場は廃止基準を満たさない状況にあるため、維持管理と、環境モニタリングの継続と、生活環境保全上の支障が生ずるおそれが高いと判断された場合は、その防止措置が必要になってくるということでございます。そういう意味では評価委員会は宮城県の条例で設置され、その失効は、処分場の廃止告示された日となっております。処分場の状況を確認するには今後とも委員の皆さまの御意見が必要となっております。

本日はそういう意味で諮問事項の定例の平成28年度下期生活環境影響調査報告書ということで、それを御審議いただくということございまして、委員の先生方、幅広い御意見をいただき、今後の方向性を決めてまいりたいと考えているところでございます。委員の皆さま方には大変御多用の中ではございますが、よろしく御審議をいただきたいということで、私の冒頭の挨拶にさせていただきます。

続いて審議に移りたいと思います。それでは、諮問事項一つが議題でございまして、その他があるんですけども、場合によっては委員会の終了後、地元の皆さま方の御意見ということもそれとなく伺っております。まずは最初の重要な事項である諮問事項、平成28年度下期生活環境影響調査報告書の(案)についてということで、事務局のほうから原案の御説明を願いたいと思います。それでは、室長お願いいたします。

#### ○佐藤委員

委員長。

○須藤委員長

はい。何か。

○佐藤委員

今までのお話で分かっていることなんですが、第2段階の対策が必要ないってことで、われわれ、それをよしとしたわけです。それで大体調査報告書の大部分は大丈夫だという判断をしたわけです。

○須藤委員長

そうです。

○佐藤委員

それで、そこがひっくり返ることではないということなので、ダラダラと数値の説明は省いていただいて、その状況からこのような変わり方しましたというのをかいつまんで言っていたきたいというふうに思います。

○須藤委員長

では、佐藤委員の質問は、今日の議題の平成28年度下期の生活環境影響調査については従来のように一個一個細かく説明するのではなくて、総括的に説明してほしいという意味でよろしいんですね。この前、1回判断を昨年してるわけですよね。

○佐藤委員

そうです。

○須藤委員長

それを踏まえて説明をやってほしいということでもよろしいですか。

○佐藤委員

はい。だから、この前の判断が覆るような何かが出てるんだったら別ですけども。

○須藤委員長

同じことだったら。

○佐藤委員

同じことだったら同じような。

○須藤委員長

同様な状況であるということを書いてくればいいんですね。

○佐藤委員

先に言っていただいて。実は特措法をやめたわけですよ。

○須藤委員長

そうです。

○佐藤委員

それで廃掃法の竹の内になったわけです。で、廃掃法で行わなければならない竹の内の後始末っていうのはまだ始まっていないとか、みんな特措法で、特措法で、特措法でというので今まで隠れみのに使われてきたと。ここへきてやっとな廃掃法で行う竹の内の後始末というのが出てきたと思うので、そっちのほうに力を入れてやっていただければというふうに思ったところでございます。

○須藤委員長

今の問題は議事進行と説明の要約化についての御提案でございますので、諮問事項については今の趣旨に踏まえて、昨年と同じようではなくて、一度そういうことで区切りを付けてるんだから、それを踏まえた説明にしてほしいと。多分事務局もそのように私は考えてるというふうに理解してますので、とにかく1回は伺ってみたいと、こういうふうに思いますので。

○佐藤委員

そこまで頭回らないんじゃないですか。

○須藤委員長

先にそれ言っちゃうとあれなので。これやっぱり会議ですので、事務局の用意されたものは説明を受けるというのが正しいと思いますので、佐藤委員の今の御発言はそのとおりだと思いますが、まずは説明を受けたいと思います。では、どうぞ。

○角屋室長

そうしますと、説明はひと通り説明させていただいて。

○佐藤委員

ガラガラガラってやればいいんだ。

○角屋室長

特に数値で上がっているところだけ端折って要約するということでも。

○須藤委員長

だから、今も言われたように前言ってたこととちょっと違っちゃって、もう一回やり直さなきゃいけないとか、そういうことがあるかどうか分かんないにしても、この前でとにかく一回区切りを付けてるわけですね。それと同じようなことを言われなくても結構ですよというのが佐藤委員の意見なんですよ。それなので、どこが上がったり下がったりって、上がったりするっていうのはそれは異常な事態なんで、そういうところは重点的に言っていないと困ると思いますので。

○角屋室長

分かりました。

○須藤委員長

その他のところは従来の傾向と同じだからここは省略しますとか、そういう言葉でいいと思いますよ。

○角屋室長

分かりました。

○須藤委員長

はい、どうぞ。

○角屋室長

じゃあ、そのつもりで。ちょっと短くはしますけど長時間にわたりますので、座って説明させていただきます。

○須藤委員長

いいです、どうぞ。お願いします。

○角屋室長

私のほうから本日の諮問事項でございます案件につきまして、右上に資料2と付いてる、

A3横長の資料で御説明させていただきます。1ページ目、全部は説明しませんが、ポイントだけ、説明は端折りながらさせていただきます。

1ページ目でございます、調査結果の概要ですが、今回のモニタリング調査の評価対象期間は、平成28年10月から平成29年3月までの半年間でございます。これまでと同じですが、右側の表1-1に今期分の調査実績を掲載しております。対象期間内に調査した項目は、年度後半ということで黒のひし形を振っておる項目でございます。2ページ目の表1-2には現在のモニタリングの全体計画の内容を一覧表にしておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

それでは各調査結果を順に御説明いたします。3ページ目でございます。3ページ目は大気環境調査の結果でございます。これも若干ポイントを説明しようという考えではございましたが、これまでと状況変わってございませぬので、説明は省略させていただきたいと思います。

続きまして5ページ目でございます。5ページ目は硫化水素の連続調査でございます。この項目につきましてもこれまでの状況と変わってございませぬので、説明は割愛させていただきます。

次の6ページ目につきましては、放流水と河川水の水質調査結果ということでございますが、これもほぼ前回同様ということでございませぬので割愛させていただきます。7ページ目辺りから詳しく。データの若干変動があるということでございます。7ページ目を御覧ください。

処分場内の浸透水と周辺地下水の水質調査結果でございます。調査地点は処分場内の浸透水が11地点、周辺地下水が10地点です。8ページから10ページにかけてのグラフは鉛、砒素等の主な項目について浸透水と地下水に分けてグラフを掲載させていただいております。

もう一回7ページに戻しまして、7ページの(1)、処分場内の浸透水でございますが、砒素、1,4-ジオキサン及びBODの項目、そしてダイオキシン類、ふっ素及びほう素の項目がいずれの地点で地下水等検査項目基準の基準を超過して検出されております。これらの基準を超過している項目の最近の傾向は横ばいの傾向となっております。次に(2)の処分場周辺の地下水の水質につきましては、この辺も大体環境基準に適合しておるということでございますので、割愛させていただきます。

11ページを御覧ください。これは毎月実施しております発生ガス等の調査結果ということになります。その中で発生ガス量が若干高いデータが出てございますので、その辺についてちょっと御説明いたします。

12ページの下グラフでございます。このグラフでは、発生ガス量を示してございますが、最も高い値はH16-5で1月に1分当たり0.97L。また、H16-6で12月に0.83Lが観測されております。全ての地点で毎分1L以下という結果でございますが、若干ガスが発生しておるという状況でございます。

また、ちょっと飛びますが 14 ページを御覧いただきたいと思います。14 ページにつきましては、観測井戸での地中温度の測定結果ということになります。この辺も若干高めに出てございますので、詳細に説明させていただきたいと思います。

11 月の地中温度でございますが、処分場内の最も地中温度が高かった地点は H16-13 地点で 26.9℃で、埋立区域外にある仮の比較点であります Loc. 1a と比べてみますと 12.7℃の温度差となりました。次に高い地点であります H16-3 は地中温度が 24.5℃でしたので Loc. 1a との差は 10.3℃となっております。また、2 月の調査では H16-13 地点が 27.2℃でしたので、Loc. 1a との差は 13.1℃、H16-3 の地点ですと 24.3℃でしたので、Loc. 1a との差は 10.2℃ということになります。

それから、右上のグラフでございます。図の 2-55 でございますが、Loc. 1a とのその他の観測井戸も含めまして地中温度の差について見たものでございます。地中温度の推移を見ますと地中温度は穏やかな低下傾向で、周辺との温度差が縮まってきていると考えられます。ただ、依然として埋立区域内が 13℃ほど高い状況でございますので、処分場内では廃棄物等の分解反応が継続しているものというふうにご覧いただけます。

次に 15 ページは地下水位の調査結果でございますが、これは説明を割愛させていただきます。19 ページにつきましてはバイオモニタリングの結果ということでございます。こちらの結果につきましても周辺環境へ与える影響は認められず、これまでとの違いもないということで詳細な説明は割愛させていただきます。

今、主に高い数値が出たところについて御説明させていただきましたが、以上のような今回の調査結果の概要を踏まえまして、19 ページの右半分でございます。こちらの方に今回の調査期間における環境モニタリングの案を記載させていただいてございます。ここは大事なところでございますので、読み上げさせていただきたいと思っております。

『平成 28 年度下期においては、後述するような課題を残すものの、処分場敷地境界における硫化水素濃度、処分場下流側地下水の水質は法令に規定される規制基準値等を満たしており、また、有害物質の拡散による大気汚染、放流水の影響による放流先公共用水域の水質悪化や浸透水から地下水への拡散は認められなかった。よって、本調査においては、処分場から発生するガス及び処分場の浸透水等に起因する周辺生活環境への影響は極めて小さいものと判断される。』というような案にまとめてございます。

また、処分場の環境モニタリングの結果からの課題といたしましては、私が先ほどちょっと説明した部分とも関連してきますが、一つ目は処分場内の観測井戸で、調査の結果、周辺の地中温度より 13℃程度高い地点があり、浸透水では砒素、1,4-ジオキサン及び BOD が廃棄物処理法に定める地下水等検査項目基準を超える地点があること。ダイオキシン類、ふっ素及びほう素が地下水環境基準を超える地点があること等から、処分場内はまだ安定した状態に至ってない。

二つ目といたしまして、1,4-ジオキサンについては上昇傾向は見られず、地下水で検出されていないものの、浸透水は 2 地点で地下水等検査項目基準を超過しており、今後の継

続したモニタリングから挙動について判断していく必要があること。

三つ目といたしまして、発生ガス等調査の結果について、発生ガス量が全観測地点で1分当たり1L以下であり、経年変化ではおおむね減少傾向か横ばい傾向であるものの、一部の観測井戸では最大で1分当たり0.97Lと他の地点より高い数値を示している。また、メタン濃度はNo.3では最大100vol%を示しており、今度のガスの発生量やメタン濃度の変動に注視する必要があること。以上の3点を課題として挙げさせていただいているといったところでございます。

最後に、このようなことから、引き続きモニタリングを実施して、処分場の状況及び生活環境保全上への影響を把握し、処分場の状況に応じた適切な対応を図る必要がある。また、処分場の安定化に向け、必要なデータの集積と解析によって、的確な将来予測への取組を継続していく必要があるというふうにいたしました。

以上が今回の調査期間における環境モニタリングの評価案となります。これで本日の諮問事項であります報告書案の説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

○須藤委員長

室長、どうも要領よく御説明いただきましてどうもありがとうございました。先ほど冒頭に佐藤委員からも従来よりも簡潔に、変化がなく同じなら長々と同じようなことを言うのではなくというような御発言をいただいて、それを守っていただいて、要領よく御説明いただいたことは大変よろしかったと思います。これについてはまたさらに今の結論の部分を朗読していただきましたが、これを中心にデータの部分の細かいところでも結構でございます。じゃあ、細見委員のほうから順番に何か意見があったら伺いましょうか。なければ飛ばしてくださって結構です。

○細見委員

あまりに要領が良過ぎて十分付いていけなかった部分もありますが、発生ガスのところで、11ページ、12ページの所ですけれども。このメタン濃度、100vol%というのはガス全てがメタンだったということでしょうか。

○須藤委員長

はい、どうぞ。

○三沢総括

はい。観測井戸の中に測定器のガス導入管を入れまして、一定の深さの所で測定しましたところ、メーターが100vol%という値を指し示したという形になっております。

○細見委員

観測井戸の基層というか、ガスの部分にメーターを下ろして行って、それでほぼ100vol%メタンのみだと。CO<sub>2</sub>は検出されないと。これ、どうしてそうなるんですか。

○三沢総括

おそらく、その日もそうなんですけど、今回冬場というところもあったからかもしれないんですが、気圧が低かったときが当たってまして、その気圧の関係で若干低気圧の天候のバランスの関係でちょっと上がってきたのかなというふうには考えております。特に大きくその井戸周辺の状況が変わったとか、そういうところは見られてなかったこと、またこの地点につきましては、今回以外も70vol%ですとか、80vol%ですとか、そういうふうな値でずっと推移してきておりますので、そういうふうなところが若干影響してるのかなというふうには考えております。

○須藤委員長

どうぞ。

○細見委員

気圧でメタンが100vol%になるっていうのがなかなか僕は理解できないんですが。そのメーターっていうのは本当に信頼できるものなのかっていうのがちょっと心配です。通常メタン発酵が起これば、発生ガスの6割ぐらいはメタンで、あと4割ぐらいがCO<sub>2</sub>になるのが普通だと思いますけれども。じゃあ、CO<sub>2</sub>はこの場合どこに行ったのかと。

○須藤委員長

本来だったらCO<sub>2</sub>はあるはず。分解する途中だから。

○三沢総括

普通はメタンガスと二酸化炭素と1：1ぐらいの比率だというようなものが文献には書いてはあるんですけども、ただ、嫌気的な状況になるとメタンガスのほうが少し高くなっているというふうなことは私も文献で見たんですけども、その回の・・・。

ちょっとお待ちください。

○須藤委員長

いいですよ。どうぞ。ゆっくり見つけてください。大事な部分だから。

○三沢総括

失礼いたしました。メタンガスが100vol%を記録したと書かせていただいたのは3月7

日のときの結果でございまして、お手元の資料1の分厚い方の資料を。

○角屋室長

本体の方の分厚い資料の71ページをご覧ください。

○三沢総括

71ページを見ていただきますと、こちらの上の方の表の浸透水観測井戸のNo. 3という地点になりますけども、ここでずっと下の方に追って行っていただきますと、硫化水素が1.5ppm、二酸化炭素は、検知管での測定値なんですけど、1.5%。それから酸素が6%未満。それでメタンが100vol%。そして、発生ガス量は0.17Lというふうな結果でございました。

ちなみに、測定方法としましては、硫化水素、二酸化炭素、酸素につきましては検知管を使っております。それから、メタンにつきましては計測器を使っております。

○細見委員

その計測器によると100vol%っていう目盛りで出たんだけど、文章に気圧が低いから高くなったんだっていうことであれば、じゃあ他の所もみんなそうなってるのかと。僕はこの記述が間違ってると思うので、このところはやっぱり削ったほうが良いと。

○三沢総括

この原因としての推定のところは気圧のせいにするのはちょっと妥当性を欠くと。

○細見委員

もし気圧だったら他の所も全て上がってないといけない。

○須藤委員長

気圧でそんなに変わるわけではないから。常識的にはさっき先生がおっしゃったように6:4ぐらいだと思いますよ。メタンとCO<sub>2</sub>の割合っていうのは。物質分解したときの嫌気分解ですからね。

○細見委員

概要版の11ページの記載の所は削除していただければ私はいと思いますけど。事実のみを書いて。

○須藤委員長

事実がそうだったんじゃないよね。

○細見委員

なぜかというのを大気圧が低くなったっていう理由では認められないと思いますので。

○須藤委員長

それは少し行き過ぎでしょうと思いますので。

○細見委員

例えば、メタンガスの発生量が増えるっていうことはあるんですね。ガスの量が、風船みたいなものなので、周りの気圧が低くなればスッと出やすくなるので、ガスの量は増えてもいいと思いますけど、メタンだけの割合がこんな高くなるということに関しては、気圧そのものが影響してるとは思えない。

○三沢総括

分かりました。

○須藤委員長

取りあえず先生、まず1個はそれまででいい？

○細見委員

はい。

○須藤委員長

順番にいきましょうか。じゃあ、稲森先生。

○稲森委員

概要版の7ページ、9ページ、10ページについて、基準超えた値がありますが、これについてお聞きいたします。

BODとかジオキサンとか砒素とかですね。それで9ページ見ていただけますか。9ページのBODについて、図2-33は浸透水ですね。図2-34は地下水ですね。地下水のほうはほとんど検出されず、浸透水のほうは高い所があります。高い所は70(mg/L)とか80(mg/L)とかですね。それで、ほう素のところを見ましても、場所的にいきますと図2-33の所の紫っぽい色のマーク、数値的に飛び出している所があります。その右側の図2-43の図面と位置関係からいきますと、H16-5っていう所が高い所なんですね。そして、例えばほう素の所の水色の飛び出た所がH16-13なんですね。H16-5の下辺りにH16-13っていうのがあって、その両サイドの所は高い所があんまりないわけですよ。

そして、図2-42の塩化物イオンの所を見ましても、水色っていうのがH16-13の所です

から、H16-5 とか H16-13 っていう、この辺りの所が数値高いんですね。ジオキサンについても同じです、図 2-30。これは水のいろんな流れの問題とかあると思うんですけど、この各場所での浸透水のサンプリングの仕方ってどのようにされたか再度お教えてください。

○須藤委員長

どうぞ、お答えください。

○三沢総括

各井戸はそれほど太くないので、チューブを入れまして、ポンプで乱さないように取っているという形になっております。また、場所によってはベラーを用いております。

○稲森委員

浸透水と地下水の関係のサンプリングの仕方ってどうされたかお教えてください。地下水なら地下水は流動します。この浸透水のある場所ってというのは、どの部分が浸透水の代表地として深さのところになっていたか、再確認のために教えてください。

○三沢総括

管の中の水位をまず測りまして、水位から 1 メートル下の所に採取位置を設定して、吸い込みをするような形で採取しております。

○稲森委員

水位についてですが、1 メートル下のものを浸透水として取るということですか。

○三沢総括

浸透水も地下水も一応そのような形で。

○稲森委員

地下水はどんなような位置関係であったか教えてください。

○田村委員

すみません。ここでは観測井戸の位置で分けているということかと。

○細見委員

処分場の中が浸透水。外は地下水。同じことです。

○稲森委員

同じことなのですね。

○細見委員

場所が違います。

○三沢総括

廃棄物と接触している場所の中の観測井戸の水は浸透水という扱いにしておりまして、廃棄物が入っていない所は地下水ということで、構造としては同じような形で、試料の採取も同じようにやっております。

○稲森委員

なるほどね。それは一般的な方は地下水と浸透水の区分けが分からないと思われるので、丁寧に説明しておくとういと思います。

○須藤委員長

それだけ見たらね。

○稲森委員

これだけ見たら理解しにくいですね。

○須藤委員長

いや、大事なことと思います。

○稲森委員

この点の説明については、丁寧に書いといたほうが、他のいろんな知らない人が見られるときには大事なことかなと思いました。同時に、位置関係も含めて丁寧に説明しておいた方がよいと思います。

○須藤委員長

それを言いたかったんだね。

○稲森委員

もう1点が、バイオモニタリングのところですよ。ページでいきますと19ページにありますね。バイオモニタリングの件は調査報告書は98ページ目にあるんですよ。概要版と調査報告書のいずれの方が詳しく書いてある資料と思えばいいんですか。

○須藤委員長

それはそっち(調査報告書)ですよ。

○稲森委員

こっち(調査報告書)が詳しい方なんですか。

○角屋室長

はい。

○稲森委員

そしたら僕がおかしいと思うのは、調査報告書 98 ページ見てもらおうと文章なんも書いてないんですわ。概要版は文章書いてあるけど、調査報告書はなんも書いてないんですよ。

○須藤委員長

数字だけ書いてあるんだね。

○稲森委員

だから、どっちが詳細版なのかなと思いました。

○角屋室長

文章は前の方に。

○稲森委員

あるのですか。

○角屋室長

文章編とバックデータ資料編みたいな感じで、前半に文章を掲出しまして、その参考資料として後半の方にずっと。

○稲森委員

だけど、目次を見ますと、6のバイオモニタリング調査っていうので98ページに急に出てきているのですよ。13ページの点を分かりやすくされた方がよいと思いました。

○須藤委員長

だから、その方法とか何々だたというのは最初に持ってきている。

○稲森委員

これもね。

○須藤委員長

分かりにくいつて意味ね。

○稲森委員

分かるようにしてもらったほうがよいと思います。

○角屋室長

概要版と同じ文章。

○稲森委員

同じ文章がきてるわけです。

○角屋室長

概要版をもうちょっと詳しくでしょうか。

○須藤委員長

そしたら別に概要版にしなくていい。

○稲森委員

いずれでもよいのですが、分かりやすいフォーマットにされるとよいと思います。

○須藤委員長

いや、よくないよ。それはよくないんだよ。専門家にそう言われたんじゃ、よくないんで。そこはちゃんと分かるように修正しましょう。

○稲森委員

それとバイオモニタリングで、前から何回も言ってるんですけど、公定法かどうかの件を丁寧に説明された方がよいです。これ、試験に使用されている種名は何だったか再度お教えください。

○三沢総括

アカヒレでございます。

○須藤委員長

アカヒレだね。

○三沢総括

コイ科です。

○須藤委員長

あのAODってやつだね。

○稲森委員

アカヒレで行う実験とそれ以外の試験との比較したらどうですかと、以前から申し上げております。

○須藤委員長

前から言ってるね，先生。

○稲森委員

行っているかいないかどちらでしょうか。

○三沢総括

以前ちょっと検討した結果があったということで，委員会のほうでも御報告していたかなと思います。

○稲森委員

これを最初に読む人から見ると，アカヒレとか，やっぱりその辺のところはサッとでも分かるような表現をした方がよいですね。そして，400%以上ならば生育に支障がないんですよっていうところも，そんな長い文章必要ないんですよ。一目瞭然でアカヒレで400%以上だと問題ないんですねっていう記載の仕方がよいと思います。

○須藤委員長

他のでやらなくもいいのかい。

○稲森委員

やれと言ったけどやってないんでしょう？

○須藤委員長

だから、それは言ってくれればいいんですよ。先生がそう思うんなら。

○稲森委員

やっぱり他の試験方法との比較を行うことは大事だと思います。

○須藤委員長

要するに手法が分かんなくてその結果だけ出ても、これだけ見たんではよく分かんないと。

○稲森委員

そうですね、そういうことです。

○須藤委員長

はい、分かりました。先生、他の部分でもどうですか。

○稲森委員

いえ。

○須藤委員長

そこのところは後でもう一回検討しましょう。

○角屋室長

記載のしかたは検討させていただきます。

○須藤委員長

じゃあ、岡田先生どうぞ。

○岡田委員

11 ページの所で、先ほど細見先生がお話しされたところと全く同じです。この気圧の話はなかなかやはり理由付けは難しいんじゃないかと思imasるので、事実を書いていただくということでありましたが、そのようにしていただければと思います。酸素濃度は6%未満ですから、もっと少ないですから。だから、本音を言うと多分メタンの測定器の校正の問題かなと思うぐらいなところですが。それは書く必要ありませんけれども、非常に、100vol%近いということの意味してるんじゃないかと思imas。

それから、19 ページの四角の一番下の所ですけれども、これは発生ガス量がH16-5 というのが出てきておりますけれども、それと表を見比べますと、12 ページの表があるんです

けれども、12ページの図につきましてはこの高いのはH16-6になってるんですけども。これは今のH16-6の年平均を書かれてるんですけども、文章のほうは年に何回か測定されてるけれども、その測定したある1日の話で文章を書かれてるのか。それでは、ものはどこの図を見て、H16-5というのになったのか。ちょっとそこところが文章と実際の図がずれていると思います。すいません。

○須藤委員長

もう一回説明してください、そこを。岡田先生の御質問を。

○三沢総括

御指摘いただきましたのは、今回は昨年10月から今年の3月までの発生ガス等調査の結果ということになりますので、分厚い方の資料1でいきますと66ページから71ページまで。これは個々のデータ、それぞれ調査日ごとのデータで見まして、発生量としては6回の測定回数で一番高かったのはH16-5の0.97L毎分というのが一番大きかったという形で示しておりまして、それはいつのことかということになりますと、平成29年の1月になりますので、69ページの方を見ていただきますと、上の方の長い方の表の所の一番下の列が発生ガス量になりますが、ここで見ていただきますとこのH16-5という所が毎分0.97L。

それから、御指摘のとおりH16-6の地点も0.82Lということではあるんですが、その回ごとの数字だけを見ますとH16-5の方が0.97Lということで大きかったのでこのような形で表記させていただきました。

○須藤委員長

どうですか。

○岡田委員

最後のまとめなものですからね、平均値を使うとか、個々の話だったら個々の話っていう形で記述していただく。平均値なら平均値で評価すると。それを一緒にするから分かりづらいので、ちょっと表現を。

○須藤委員長

統一したほうがいい。

○岡田委員

統一していただいたほうがよろしいと思います。

○三沢総括

ありがとうございます。

○岡田委員

以上です。

○須藤委員長

はい、ありがとうございます。後で、それは修正をしてください。それでは、藤巻先生どうぞ。

○藤巻副委員長

観測をしていただいて、ここに報告をされている報告の仕方とその他には、今も先生たちがいろんなことを御指摘されたので、特に私から申し上げることはないんですけども、概要版の 19 ページの環境モニタリングの評価という所の書き方がちょっといかなものかと思われるところがありますので、指摘をしておきたいと。

○須藤委員長

どうぞお願いします。

○藤巻副委員長

この特措法というか、一応もうこれは国のほうに申請してどうのこうのっていう話ではなくなって、県が主体となってやっているわけなので、例えば、環境モニタリングの評価のところ、『本調査期間においては処分場から発生するガス及び処分場の浸透水に起因する生活環境への影響は極めて小さいものと判断される』。これ、文章は正確で、意味も正確です。

ところが、これは判断ですからいいんですけども、今後、県がこれをずっと見ていくということになりますと、『処分場の環境モニタリングの結果から、課題は次のとおりである』となって、処分場内で、最初のパラグラフの下の方を見ますと、『ダイオキシン類、ふっ素及びほう素が地下水環境基準を超える地点があること等、処分場内はまだ安定した状況に至っていない』。これはちょっと責任の所在も何もなくてですね。この書き方はちょっとまずいのではないかと思います。最低限、処分場内をまだ安定した状態に変化させられていない、というふうに書くべきではないでしょうかね。責任の部署がここにあるわけですから。

それから、この後、鉛ですとかそういうのがいろいろデータが出てくるんですけども、それについての特別な総括は別個にありませんので、ここで全部一括して総括しているんだと思いますので、それをお話ししますけれども、2 番目のパラグラフの所に 1, 4-ジオキサンのところの最後ですね。『今後の継続したモニタリングから挙動について判断していく

必要がある』これは文章は非常にクリアなんですけども、意味が不明なんですよ。

この1,4-ジオキサンは上昇傾向にあればどうのこうの、減らなければどうのこうの、減っていけばどうのこうのっていうことがここに書いてあるべきで、今後の継続したモニタリングから1,4-ジオキサンが減らなかつたり、または増えていくということが、傾向が見られた場合には直ちに対策を打つ、ということを書くか、今後これが漸減してだんだんなくなっていくならばこのまま観測を続けて様子を見るというふうに書くか。というふうにやはり直すべきではないでしょうかね。

同じことをガスの方のですね、次のパラグラフにあります『今後もガスの発生量やメタン濃度の変動に注視する必要がある』。これ、誰が注視するかというと環境生活部、竹対室で見てもらうか、ここでちゃんと見ておく必要があるのです。

○須藤委員長

ここでしょうね。

○藤巻副委員長

われわれが主体なので、今後もガスの発生量やメタン濃度の変動に注視する必要がある、減ればどうの、増えればどうの、減っていけばこのままじっと我慢する。増えてったら直ちに何か手を打つのか、打たないのか。そういうことをやはりきちんと書いて、主体的なところがどこにあるかっていうことを。逃げてもしようがないんです、われわれもね。だから、きちっとそういうセンスで書かれるほうが、ちゃんと責任持ってやってんだなということが分かっていいと思うんですよね。ということです。以上です。

○須藤委員長

どうもありがとうございました。大変大事なところで、最後の評価でございますので、われわれが評価するんであれば評価者としての意見にしないといけないですよ。先生、そういうことですよ。

○藤巻副委員長

そうです。

○須藤委員長

分かりました。ありがとうございます。田村先生、どうぞ。

○田村委員

特に気にしなければいけないということではないんですが、現象のこと、ちょっと御質問も含めて。一つは私が一応担当している地下水のことです。地下水、浸透水含めてです

が、水位の変動がいつもあると。詳しいグラフになっております。で、これを見ますと新しく設けた H26-1a, H26-1b, H26-2 の所が他に比べて異常に変動の幅が大きい。雨に強く反応しているというところの。で、なぜか、これ、両方ともいずれも排水路のすぐ近くなんです。で、その排水路の水位が効いてきているんだと思うんですが。あの排水路、実は、私しばらく行ってないんですけども排水路の管理ですね。水位のコントロール含めて。それから、河岸の草とかごみとかですね。それがどうなっているのか。つまり、浸透水、地下水を通して水路に出てしまっ、水路を流れる水としてきているものがまた処分場下流の方に逆に動くことになりまして、この水位の差から見ますと。

そういうことなんで、排水路の状況についてはどのような監視、あるいは管理がされているのか。つまり今回の調査期間中には幸いなかったんだと思うんですが、大雨が降ってあふれるようなことですね。そういうときのこともありますので、そこはどうかしている、あるいはどうなさるおつもりなのかということをちょっと。

○須藤委員長

分かりました。それでは、それは事務局のほうから。水路の管理について。

○三沢総括

おそらくあその水路の部分は青線（法定外公共物）かと。土地の管理権原としては町のほうかと思えます。よろしいですか。農業用悪水路かと思われます。

○須藤委員長

ので、こちらでは全くアンタッチャブルだったことですね。

○三沢総括

ただ、処分場から水路に行く所の草が伸びたときとかの草刈りとか、そういったものはさせていただいていると思えますが。

○田村委員

管理が県の外だということとは前から存じております。でも、あれ、一体のものですよね、水から見ますと。ですから、どういうふうに関係機関の中で調整なり連絡を取るということは、私がどうしなさいってことではございませんけども、やはり県としてもあのことについては関心を持って、町だか地元の組合だか存じませんが、そことうまく連絡を取らないと、その隙間でもって何か起きてしまっは困るというふうに思います。つまり、私の、これは1人だけの危惧かもしれませんが、処分場の中はしっかり管理されてだんだん収まってきてはいるんですが、そうでなく、場外の水路に出ていってしまったものが場内の地下水に逆流して、ということがあっては困ることです。

そうなってしまってから、それは管理の外だったからっていうことは多分通用しないと思いますので、水位も含めて、水質も含めて、それからその場所をきちっとそのところはですね。そういうことも含めて、まあ常時っていうことではないかもしれませんが、あの適宜、状況がどうなってるかっていうことを関係者の間で、その事実が共有されているということが大事ではないかという気がします。それが一つ。

それからもう一つは、ちょっと分からないんですけども、前もあったかどうか。概要版見ますと、15ページの右上に二つの断面図。北側側線旧工区と南側。地下水位とそれから地盤の標高。これで地下水位は最高水位と最低水位がそれぞれつないであって、ただ注釈に同一時間ではないとある。

この図は何のためにお作りになって、どういうふうを読むべきなのか。

#### ○三沢総括

実は前回、田村先生のほうから地下水、あるいは浸透水、今までは地下水の水位はこうでした、浸透水の水位はこうでしたっていうふうな説明をさせていただいてたところだったんですが、水は地下水だから浸透水だからっていうことで分かれて流れてるわけじゃないから、その水の経路に沿って見てみるような視点を持ったらどうかというふうなお話をいただいたものですから、今回新たな取組として旧工区側の測線ということで西側から東側の入り口側、それから新工区側ということで南から北方面・入口側という測線を組んでみまして、どういうふうな水位の勾配になってるかっていうのを表せないかということで、今回初めてこのグラフを掲出いたしました。

#### ○田村委員

ありがとうございます。それは私が注文したことなんですが、それを、同一時間ではないものを高い所だけつなげるっていうのは何を讀もうとされたのか。それがよく分からない。

#### ○須藤委員長

つなげて表現していただいたのはいいんですよ。

#### ○田村委員

いいと思うんですけど、違う時点の水位をつないで、そこから何が読めるのか。

#### ○須藤委員長

そこを先生が御質問なされている。そこ答えてください。

#### ○田村委員

もちろん地点によって最高水位に達した時間は違いますから、(時点を)どこかにすると最高水位じゃないものも拾ってしまうかもしれませんけど、どこか選んで、それこそ何月何日の何時っていうふうを選んでつないでいただいたほうが、むしろ地下水の動きという点では解釈しやすいわけですね。時間がどのぐらいずれているのか、一つずつ見れば分かるんですけど、しておりませんが。今回、やっていただいたのは大変結構なことだと思いますので、その点の取り方ですね。そここのところについてちょっと御配慮といいたいでしょうか、そこをいただきたいと思います。

○三沢総括

今の先生の御意見は、時間によって違うのは分かるけれども、最高だけのところだけ拾ってつなげたとしても、その傾向は見えないと。

○田村委員

大体見えるとは思いますが、要するに水について時間の違うものをつないだ縦断面っていうのは何であるのかっていうのがちょっとイメージが沸かないものですから。

○三沢総括

そうしましたら例えば、ある日の同じ時間帯の断面というふうな形で見たほうが、それがでこぼこがあったとしても、そのほうが状況や傾向を掴むことができるとの御指摘ということでもよろしいでしょうか。

○田村委員

多分大きなでこぼこはないと思います。でこぼこがもしあったとしますと、それは何故か、そこから考えていくべきことが出てくるわけなので。全体で高そうな日のどこかを選んで、同一時間でずっと繋いであげれば、そのときの地下水の状態が分かるわけですね。そんなことで、ちょっと御配慮いただければ。それが一つですね。

○三沢総括

ありがとうございました。

○田村委員

そこで大体地下水位のことについて申し上げるのはここまでとしたいんですが、いろんな項目を別々に測定しているんなことが分かったので、それを重ねるとどうなるかっていうことを、やはり基準値に達していないから特に今の段階で気にする必要はないにしても、何か考えていってもいいのではないかと。例えば、地中温度が非常に高い所と、何かのものの濃度が非常に高い所と、何がよく反応しやすい所かっていう点を見ると重なってくる場

所があるんですよね。

別々の項目のところでそれぞれは指摘されているわけですが。そうしますといろいろな段階で、例えば一番気にしなければいけないのはこの辺の地区でありますとか。しかし、気にしなければいけないけど、まだ非常に問題となるような状況は発生していないとか。そういう、多分現場に何回も行ってらっしゃる方はそれぞれ気が付いてらっしゃるのかと思うんですけど、そういう測定項目をまたいでホットスポット、そういう所についてのことを、こういう答申に含めるかどうかは別として、皆さんへの説明とか部内での解釈のときにはやはりあっていいのではないかという気がいたします。これは全くの感想です。

(井上委員到着)

○須藤委員長

ありがとうございました。井上先生、どうも御多用のところありがとうございます。ひと通り説明いただいた後で、資料2について今御質問と御意見をいただいておりますので、ひと回り回った後、先生もお気づきでしたら最後に御意見をいただきたいと思います。それでは菅生委員、どうぞお願いいたします。

○菅生委員

特にございません。

○須藤委員長

じゃあ、佐藤委員に回してください。どうぞ。

○佐藤委員

概要版(案)の7ページの2段目というか、処分場周辺の地下水という所を見てください。3番目のダイオキシン類について、処分場下流側のH26-1a、H26-2の地下水で環境基準を超えて検出されたが、水質中の浮遊物質濃度が高いからということで、これはもう聞き飽きた説明なんですよ。聞き飽きてます。いつもダイオキシンが基準値を超えると浮遊物質なんだ浮遊物質なんだ浮遊物質なんだって、浮遊物質だって竹の内の物質に違うわけだから、こういうふうな言い逃れとしか思えないようなことは言わないほうがいいだろうと。

それから、こっから出たのもですね。『発生源について同族体組成から推定すると農薬由来と考えられる』そうなのか、ということがあります。それで、例えそうだとでもですね、同族体組成から推定すると農薬由来だと。その同族体が、例えば、ダイオキシンだからDのダッシュとしましょうか。それが処分場の中から検出されたことがないのかいということが出てきます。中では全然Dのダッシュが出てこないのにここにあったんだから、

これは農薬由来なんだ、環境由来だというふうな言い方はできると思うんですけど、中で調べたことがあるのかなのか。中からは絶対出ない同族体なのかということは非常に大切なんだろうなと思って読み取れる。それが一つ。

それから、初めて見る顔がいっぱいあって、誰が竹対なのっていうのが分かんなくなってる。これはこの前からずっと言い続けてきたんだけど、三沢さんは別にしてね。昔からのなじみだから。だけど、あなただって苦しいと思う、多分。現場に行っていないのに、これはどうなのって先生方から責められて、私、実は行ってないんですけどっていうふうな言い方はできないだろう。だけど、実際には現場になんかそんなに行っていないよね。誰がどうやってどこでやってるんですかということなんですよ。竹対の部屋の中にいつもいますという人が、誰と誰と誰なの？

○須藤委員長

それは御質問なんですね。

○佐藤委員

はい？

○須藤委員長

今のはこの委員会のこれに関連した御質問という意味でいいんですか。

○佐藤委員

はい。はいはい、そういうことです。

○須藤委員長

そうですね。

○佐藤委員

はい。

○須藤委員長

だから、それは委員長として私が整理しますから。いいですか。

○佐藤委員

実はまだまだあります。

○須藤委員長

じゃあ、どうぞ。

○佐藤委員

それで、あそこにスクリーンがあって、あそこに孔の位置を書いた地図でも出てるんだっつらば、ちょっとは現場に行かなくても現場的な雰囲気が出て、この孔からまたダイオキシンが出てんのか、ジオキサンも出てんのかっていうふうなことで、どの周辺が怪しいのかっていうことが目に見えてくるのではないかなと思って、さっきから見てるんですけどね。白いスクリーンを見てても何にもなんない。そこに竹の内の地図を写して、今どの辺のどの孔の話をしてるんだということをきちっとやっていただけるならば、あの、孔がつかめるということですね。

それで、今まで話ずっと聞いてましたけども、H16 のなんぼ、これはダイオキシンは出れば、何でもかんでも出てんだな。この辺が一番怪しいんだな。今度メス入れてもらわないと駄目だよなというようなことが出てくるんじゃないかと思うんです。それで、前にも指摘しましたけども、先生、一緒に言っちゃいますよ？

○須藤委員長

今は質問ですから、どうぞ。

○佐藤委員

さっきから待ってました。例えば今の資料の 22 ページ。今の資料の 22 ページの左の上のグラフを見てるんですけども、これはこの前も言ったよね。もっと大ききくしろよって。何が何だかさっぱり分かんねえじゃねえか。それで、こういうのを見ると、われわれ、今まで宮城県から散々鍛えられてきたわれわれ地元の人間としては、ここに何か隠してんだよなこいつっていうふうにしかな思えないわけですよ。いいですか、こいつはやっぱりスクリーンがあんだからスクリーンの上でちゃんと拡大してみんなに見せるべきなんですよ、本当。

はい。あともう一つだけ。19 ページを見てください。19 ページの左側の一番下の所が何だこりゃと思ったんですが、『このようなことから、引き続きモニタリングを実施して、処分場の状況及び生活環境への影響を把握し、処分場の状況に応じた適切な対応を図る必要がある』当たり前ですよ。図る必要がある。図ってないんですけども。『また、処分場の安定化に向け、必要なデータの集積と解析によって、的確な将来予測への取り組みを継続する必要がある』全然やれねえことを文章に書いてしまったな。こいつやんなきゃいけねえんだけど、やってませんよねということを言いたいのかなと思ったんですね。

ということなので、もっと早くにあういうふうやって地図を出していただければ、今、ダイオキシンがここだよな。いつも話題になるジオキサンはここだよなということで、どこが一番怪しいエリアなのかっていうことが分かると思います。それから、先ほど、田

村先生がおっしゃっていた、土側溝の所ですね。東側の土側溝ですか。処分場の。そうですね。土側溝の部分ですね。あれが実は苦し紛れに説明したのは聞いてはいたけども、実は随分前から地元の農家、土地所有者たちから、あそこの所を早くちゃんとしたU字溝入れるように言ってくれないかっていうのは何回か話が来てました。それでその都度、竹対にはそのことを伝えていた。で、竹対の答えはPRBやつかもかもしれません。ポンプ&トリートメントになるかもしれません。支障除去工事で、もし地下水をくみ上げて浄化しなければならぬのだったら、あそこが浄化槽の設置エリアになります。だから、やりませんというようなことをおっしゃってたんですね、今まで。

だから、あそこは村田町の管理の所だなどというのは、もともと言ったらば、菅生課長に叩かれるんじゃないでしょうか。グルンと回りました。U字溝が処分場の外側まわりにはグルンと回って、あそこの東側だけ残ってるんですね。何十メートルか100あるか。あれはね、あなたが言ったんじゃないのか？ここんどこに浄化壁並べるエリアなんでU字溝は入れないんですね。あなたの前の、おまえも嘘つきかって。そういうことがあるんで、それがなくなったんだから、もはや昨日、一昨日辺りからあそこ、U字溝入れるのが当たり前なんですよね。そういうことです。

それで、部長が代わられたんで、部長同士がどれくらいそのことに関してどのような申し合わせをしたのかということを経営公開で見ました。そしたら、前の部長は新部長に生活環境上の影響はないからやらないんだというような話を伺ったんだけど、あそこは特に肥やしの成分の水が流れまして、草がとんでもなく繁茂するんですね。だから、この前は刈ったようですけども、昨日、一昨日見たら、こんなに伸びたのという状況です。じゃあ、あそこは竹の内の本当は大切な所なんですよね、本当は。なので、特措法なくなったらここんところまずい、一番先にやってよねというふうに、あらためてお願いしたいと思っていたところです。ごちゃごちゃと言いましたけども・・・。

○須藤委員長

ありがとうございました。活かせるべき点は活かすし、質問が終わった後に三沢総括からでも。事務局を全員個々に紹介する必要は私ないと思って。幹部は皆さん自己紹介されてますんで。ここにおられる方は全員が竹対の職員ではないかもしれないけども、竹対の業務を担当している方々だと私は理解してますので。個人のお名前をお知りになりたいんですね。

○佐藤委員

いや、いや、そうではなくて、責任持ってやれるの誰なの？ということですよ。

○須藤委員長

責任を持って・・・。

○佐藤委員

実は地元で4者協議というのをやりました。それで、実は竹対の間って2人か3人しかいないんだと、専任は。

○須藤委員長

専任ね。

○佐藤委員

あとはみんな隣の部屋から借りてくんだからなというような話を私は正直に申し上げます。そしたら、周りの人たちはええ？ということなんだけど。それはわれわれが言わなかったからというか、もうやることがないわけですよ、実際に。このまま机に座って沈黙化するのを待つということだけだと思うんで、それではいけないよというふうなことをここで要求して言わなければならない。

○須藤委員長

今それをね・・・。

○佐藤委員

分かりました。それで、差し当たり先生方たちにはですね。さっき言った同族体が処分場の中からめっかんないのか。見つけてみる努力はしなきゃ、あんなことは言えねえですよ。

○須藤委員長

さっきのところですよ。

○佐藤委員

はい。一番最初に言いました。

○須藤委員長

それは質問なので、そこだけまずお答えいただいて。それから、説明の仕方に地図が載せてなかったとか、その辺は今後改めてくださいとね。それから、表現ぶりのところは後で全部一回見ますので、じゃあどうぞ。じゃあ、三沢さんからどうぞ。

○佐藤委員

三沢さんがやるのか？

責任ある人がやったらいい。

○三沢総括

ダイオキシン類のお話をいただいたんですけども、このダイオキシンにつきましてはここ何回か処分場内の浸透水、あるいは処分場外の地点の地下水、いずれも検出される所は固定されてるような形になってきております。それで処分場内については、H16-5 という所が検出される地点です。基準超過する所、1地点だけです。検出、何らかの形の数値は出るんですが、基準の1 (pg-TEQ/L) というものを超える所は3地点あって、そのうちの1地点が処分場内の H16-5。それから、あと残り2地点が処分場外なんですけど、H26-1a、それから H26-2 という2地点になります。

これらにつきましては、お手元の概要版の10ページ、今回こちらの方にもお載せしてみたいんですけども。10ページの右側の上の方に1 (pg-TEQ/L) という基準を超えた3地点の検査結果から同族体のパターンを示したグラフを載せてございます。H26-1a と H26-2 というのは処分場の外の地点でありまして、グラフの横軸の4Dというのと8Dという所にピョンプンというような特徴的な同族体が見られるようなケースになっています。一方、処分場の中のH16-5という地点は各同族体が満遍なく出るようなパターンというふうな形になっておりますので、ちょっとこれはタイプが違うのかなということでお話ししてるところでございます。

ダイオキシン類につきましては、同族体のパターンからおおむねこのような由来ではないかというふうな、組成割合から由来を推定する方法がございまして、それがそのグラフの下の方に、また別のグラフになっているんですけども、図2-44-3というグラフで、今回ここで併せてお示ししてみました。上のグラフと順番が違ってて申し訳ないんですけども、こちらの方の灰色の棒グラフで見ていただきますと、上の方が焼却施設の排出ガスということで、こちらが燃焼系のパターンだということのふうな形でいろんな同族体が満遍なく出てくるようなパターンをみせる。そういう組成になる。

一方、下の方にCNP、PCPとなっておりますが、これは現在使われていない農薬、昔使われていて、ただもう農薬の登録は失効しておりますので現在は使われていない農薬なんですけど、この農薬の中に不純物として混入していたことが後から分かったものです。

○須藤委員長

そうですね。

○三沢総括

はい。それが土壌中に残留しているの、こういうふうなものが残っていると出てくるということがあります。それでCNPというのが横軸の一番左側にピョンプンと特徴的な組成を持っているもの。それからPCPというのは真ん中辺の上の、グラフでいえば8Dとい

う所に相当するものですが、ここに特徴的なパターンを持っているものということなので、こちらを考えて、比べてみますと、H16-5 の処分場の中は燃焼由来のパターンかなと。それから、処分場の外につきましては昔使われていて、そこに知らずに残留、混入していたものが残留したものだというふうに推定しています。

○佐藤委員

分かりました。それは今までの説明から一步も出てない。中から同族体の、外でめっかった同族体と同じようなダイオキシンは出てないのかという、中を調べてみたの？ということ。処分場の中にはなかったのかと。分かんないか？言ってること。

○須藤委員長

分かってるよね。やってないでしょ。

○佐藤委員

それから、もう一つは、外からそういうふうなものが出てきてしまったっていうことは、あの辺どこ掘ったって出てくるということになりかねないよね。だから、われわれ怖くてそのところ追及はできなかったんだけど、何か所掘っても、どこどこを掘っても、どこを掘ってもそれが出てきますと。竹の内地区全部駄目ですよというふうになりかねないんだよ。いいよ、分かった。その程度の答えしかできないんだということが分かった。

○須藤委員長

いい？三沢さん、それで。説明は。

○三沢総括

はい。ただ、処分場の外側で出てくるようなダイオキシン類につきましては、昨年度のダイオキシン類の調査、他の地点でもやって、その結果について御報告させていただきまして、前回の報告の中でも、今回出てきているようなH26-1aとかH26-2も同じように農業系のパターンで他の離れた所でも、パターンで出るような所はあるというふうなことは御報告させていただきました。

○佐藤委員

かなりなきやだめだよな。どこ掘っても出てくる。

○須藤委員長

佐藤委員の御質問は廃棄物の中でそういう同じようなパターンのダイオキシンが出てるかどうかっていうような質問だったんでしょ。

○佐藤委員

そうです。

○須藤委員長

だから、やってないんならやってないでいいですよ、そこは。

○三沢総括

ダイオキシンの方の分析につきましては組成を全部出しておりますが、基準を超過した所だけ皆さまの資料にお示ししてるところがありますので、戻りまして、各回組成のほうを確認いたしまして、各委員の皆さんに御説明したいと思います。

○須藤委員長

やってあるようですが、それは。

○三沢総括

はい。全部はやってあるんです。

○須藤委員長

答えはそれでいいです。

○佐藤委員

じゃあ、そうすると、例えば、それが外側の角の所はそういうふうに見える由来のダイオキシンであるというか、どっから出てきているのか。どっからってそこだけが農薬由来で、そこだけが汚染されてるっていうことはなくて、あそこはね、履歴を言えば、そんな一生懸命農業やった地域ではない。それなのに一生懸命薬をまいて、耕してた所とは違うわけだよ。だから、そんなに汚れているとは思えないんだけども、そういうことまできちっと調べながらやらないと駄目だよということなんです。

○三沢総括

今の佐藤委員の御質問のお答えになるかは。

○佐藤委員

質問ではありません。

○三沢総括

御助言のほうの答えになるか分かりませんが、平成14年度に国が、環境省のほうで全国の農用地の土壌での実態調査をやっているデータがございまして、それで農地のそのときのデータだけ拾ってまいりましたけれども、水田土壌としては平均的な値として34pg-TEQ/gという値が資料として出ておりました。

今回の測定結果を前々回に細見先生のほうからS Sとの関係から一つの検証の仕方を教えていただいたかと思しますので、それでやってみましたところ、間違ってしまうといけないので。私もそのときの計算方法を教えていただいたものを同じくやってみたんですけども、その結果、H26-1aというのは今回の10月の値で1.3pgTEQ/Lで、そのときのS Sが330mg/Lということになりますので、これがS Sに換算して計算しますと、約40pg-TEQ/gという形になります。それから、同じくH26-2の1.5pg-TEQ/LもそのときのS Sが450mg/Lでしたから、これも換算しますとおおむね30pg-TEQ/gというふうな、大体そういうオーダーになりますので、そうしますと環境省でやってるような日本の水田土壌等に一般的にあるような中央値と同じレベルということなので、汚染されてるということではなくて、そういうふうな。

○須藤委員長

特性を持ってるってということね。

○三沢総括

はい。分布を持ってる地域というふうな形で、これは特に竹の内だけが高いかどうかというのはちょっと分かりませんが、国のほうの平均値と比べますとそういうふうな形なので、すごく高いような地域というふうなことにはならないかと思えます。

○須藤委員長

それでは、細かい詳細のところはまた後ほどやっていただいて、この部分は取りあえずは、あと、井上先生からの御質問があればいただいて、次に移りたいと思います。井上先生、どうぞ。

○井上委員

すいません。ちょっと講義がありまして途中からの出席で。もしかしたらもうこれ。

○須藤委員長

かさなってもかまいません。

○井上委員

ちょっと気になったのがですね、この資料、総括版の方のまとめの所のジオキサンの記

載で。1行目の『上昇傾向はみられず』っていうところに少し気になったというか、その後の方の記載はこのままでいいかと思うんですが。下期2回の測定結果を見ると11月の方が高くなって、2月で下がってるっていうような感じで、この二つを見るとその前よりもちょっと上がってるような部分もあって。全体で波打ってると思うんですけども、ちょっと『上昇傾向がみられず』というところまで言えるかなっていうのがちょっと気になります。

あと、やっぱりH16-5というのが発生ガスからしても、先ほどのダイオキシンとか、ちょっとこの場所が気になって、ここから下流の方に、幸い今のところ下流に作ったモニタリングのところではあまり変化が出ていないのでいいんですけど、ちょっとこの部分は今後も注意を、しばらく払っていく必要があるだろうなっていうふうに思います。

意見としてはそのジオキサンのところの記載をもう少し弱めたほうがいい。上昇傾向っていうところは外したほうがいいのかなっていうふうに思ったということです。以上でございます。

○須藤委員長

いいですか、それで。事務局いい？今のところ。井上先生の御意見。必ずしも『上昇傾向がみられず』というふうには言えない。

○三沢総括

それが今までと同じような波打ちの幅になっているので、上昇傾向が見られないというふうな形にはしていましたが。

○須藤委員長

ちょっと表現をやわらげたほうがいい。いいですか。

○三沢総括

変動はしているものというふうな形の、きちんと実態に即した表現にしたほうがよいとの御意見と承りました。

○須藤委員長

先生、ありがとうございました。いくつか今日の部分については表現ぶりがいろいろ人ごとみたいな文から始まって、今の上昇傾向もそうなんですけど、もう一回文章を見直して、評価をするのはわれわれなんで、人ごとみたいな表現もよろしくないわけですから、それはそれで直したほうがいいんで、それを直すという条件で、これ、今日諮問答申にしないでちゃいけないんで、中身としてどっかすごいおかしいということではありませんので、表現ぶりの部分が非常に多いんで、表現ぶりは室長、三沢さんの責任の下にやっていただ

いて。

○角屋室長  
委員長と。

○須藤委員長

もちろん私が最後見ますので、その上で本日の分についてはこの報告書の案を答申案としたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしいですか。ということで、いろいろたくさんの御意見は出てるんで、今後改めたり、さらに検討しなくちゃいけないことはあるんですが、取りあえず今日の議題は平成28年度下期生活環境影響調査報告書ということでございますので、その部分についてはお認めをいただきたいと。もちろん先ほど申し上げたように、文章等についての推敲は十分やった上で、それも先生方に御覧に入れて、お認めいただくということにさせていただきますので、一応これを報告書として答申したいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。それでは、その他として何かあるでしょうか。

○稲森委員

先生、1点よろしいですか。

○須藤委員長

はい。どうぞ。これまでのことに関係するのね？

○稲森委員

関係します。どっちでもいっていいわけでもないんですけど、先ほどバイオモニタリングの話、僕言いましたよね。

○須藤委員長

アカヒレのこと？

○稲森委員

はい。AOD試験、十二分に調べて言うべきと思いまして、調べてたんですけどもですね。先生御承知のようにサンプリングで取ってきて、凍結濃縮して、その濃縮した水の中にアカヒレを投入して試験するわけです。そして、その原産地は中国広東省ということです。これで濃縮率を10倍にしたときにも当然死なないのもいるし、濃縮率10倍が100%っていうんですね。

○須藤委員長

そうです。

○稲森委員

濃縮率4倍がここで400%ですね。ということで、この400%の意味付けっていうのは、4倍に濃縮した水でもこのアカヒレが48時間後に半分死ぬか死なないかの判定で問題がなかったら400%ということですね。その生息環境っていうのはコイとフナって書いてあるんですね。それで7倍濃縮は700%で、それはアユの生息域ですと書いてあるわけですよ。それで1000%ぐらいだったらヤマメとか、そういったようなことになるんですけど。これはこれで私、いいと思うんですけども、この400%以上ならばっていうので、大本の資料を見ると400%はコイとかフナ、700%がアユ、1000から1800がヤマメってなってるんですから、これはやっぱりそれに応じるような形の学問的裏付けをうまくバックアップして持っておくのが必要といえます。

もう1点が、このAOD法っていうのはここで使ってるっていうんだったら標準法として国際的にいろんな所で対応できるのかどうかっていうのと同時にですね、OECDの試験、標準試験法と僕ら必ず相関取ってるわけです。その点はどうでしょうか。

○須藤委員長

標準法と比較してどうですか。

○稲森委員

試験を行うときに、この方法をどのような形でどこまでどう対応できるようになってるのかっていうのは大事なことだと思います。そういった意味で私は、OECDの試験法との関係はどうなってるかは重要といえます。今後この村田町のこの生態環境影響調査って重要な位置付けになってくるだろうし、先生と一緒に福島県の環境評価審査会やってるじゃないですか。あれだって埋立処分場があるわけですよ。その点を踏まえた対応を可能な限り図っておくことが重要といえます。

○須藤委員長

そう。

○稲森委員

そして、上流と下流の生態環境調査っていうのでこういった手法を正式に持ち込んだときにちゃんとOKですかっていう点が、私はよく分かってないもんですから、先生、もし分かったら教えてください。

○須藤委員長

私の知ってる範囲でお答えいたしますが、このアカヒレのAOD試験というのは宮城県固有の試験法でございまして、もちろん学会誌とか、それから宮城県の研究所報告等に出しております、もともとはもうお亡くなりになってるんですが東北大学の狩谷先生が御発明されたもので。稲森先生、狩谷先生、御存じですよ。水産学部におられた先生で、もうだいぶ前に亡くなって。この試験法がかなり広く使われたのは1970年代、80年代かなと思います。そのことをやる研究所、狩谷先生がおつくりになった研究所が宮城県内にあって、そこが試験をやられていて、宮城県の水生物の検定試験というのは主としてこのAOD試験で400までだったら安全であるというのが、これは県の一つの方針としてやってきたわけですね。

先生からも前からこれ御指摘されていて、それが標準法であるOECDの試験とか、今で言うとWET試験とか、環境省の生態影響評価試験とか、現在進みつつあるものという関係にあるのかということについて、標準法と比較しなさいということはもう何回か前に言われてるんで、そのことはここでも意見が出てるんで、今日できるできないは、今日、センターの方はおられるんですか。研究所の人、今日は来てるんですか。誰かいるの？

○角屋室長

来てます。

○須藤委員長

来てるのね？だから、できるできないは今後、日本語で言うとWET試験だとか生態影響評価試験とか言われてて、まだ標準法は環境省から、一応内々にはできてるけれども、それが考慮されてませんので、今後これを使うんだったら、今のアカヒレ試験とどういう関係にあるかっていうことを先生から御指摘いただいたので。やっぱり宮城県だけの評価では全国、あるいは世界に共通する試験法として取り上げて評価をするにはちょっと難点があるので、それはそれで先生の今の御指摘を踏まえて、今後検討していただくということでもよろしいですか。

○稲森委員

結構です。

○須藤委員長

私の説明の内容は大体そんなとこです。

○稲森委員

大体分かってますのでありがとうございました。

○須藤委員長

分かってるよね。

○稲森委員

はい。

○須藤委員長

ということで、事務局、了解をいただきたいと思います。この問題はこれで、先生の御発言ということで、先ほどのほうに戻って、報告書については修正の上でお認めいただくということで。その他として何か他にありませんでしょうか。どうぞ。

○細見委員

先ほどの佐藤委員の質問にも関係するんですけど、ダイオキシンの計算はひと桁間違ってるかもしれないので。

○三沢総括

計算間違っていましたか？

○細見委員

おそらくね。

○須藤委員長

大事なことで。

○細見委員

SSが。

○須藤委員長

300 いくつか。

○細見委員

300 ぐらいでしょ。300mg/L なので、g/L に直すと 0.3g/L ですね。

○須藤委員長

そうだね。

○細見委員

それに 3pg/g をかければ，大体今回の地下水の濃度になるので，早く言えばおそらくこのH26-1aとかH26-2のダイオキシン濃度というのは通常の水田よりも低い値だと思いますね，ひと桁ぐらい。

○須藤委員長

というふうな先生の御指摘。

○細見委員

それが一つと，佐藤さん，よく聞いておいてほしいんですが。少なくとも処分場の中の，この農薬由来の成分はH26-1aとかH26-2，外の方が高いんです，濃度的に。だから，処分場の中から外へ行ったってことはまずない。

○須藤委員長

処分場外の方が高いということですね。再計算してくださいね。

○三沢総括

ひと桁間違えてました。

○細見委員

間違ってるでしょ。

○細見委員

だから，あそこのH26-1aとかの辺りの水田の中の除草剤の濃度は普通の日本と比べると低いんですね，ひと桁ぐらい。だから，十分農業やっていたのかっていうか。

○須藤委員長

先ほど言われたとおりだと。

○細見委員

言われたとおりだと思います。

○須藤委員長

少ないんだそうです，農薬は。

○細見委員

少ないんです。

○須藤委員長

佐藤委員，よろしいですね。

○細見委員

それが一つと。

○須藤委員長

細見先生が説明してますのでちょっとお待ちください。佐藤委員のおっしゃってることが正しいそうですから。納得をしていただいたでしょうから。

○佐藤委員

後でもう一回。いつもどおりのことで頭中いっぱいです。

○細見委員

この委員会としては、先ほど申し上げましたように、この周辺、H26-1a, H26-2 の辺りの水田の中に含まれているダイオキシンの中の濃度は日本の水田と比べると非常に低い。ひと桁低いぐらいだと思います。

○佐藤委員

でしょうね。

○細見委員

それが一つと、そこに含まれている、ここの H26-1a, H26-2 に含まれている水田の中には農薬由来のダイオキシンが含まれているわけですが、この濃度は処分場の中と比べると外の方が高いんですね。ですので、処分場の中から外へ行ったってことはまず考えられない。

○須藤委員長

中から外へ行ったってというのは。

○佐藤委員

逆があるかもしれない。

○細見委員

逆は、外側から中へと。

○佐藤委員

だから、そのところ、何かで遮断されてるんだよということを言いたいわけですよね。なんで遮断するの？遮水工事でもやったのか、あそこんところ。

○須藤委員長

それはないでしょう。

○細見委員

それはないと思います。

○佐藤委員

説明が、どうにもそのところがすきっとしないんです。よそから来てる人たちだから、竹対の人たちじゃないから、言ってみてもしょうがないという、非常な皮肉を申し上げます。

○須藤委員長

その辺はまた後で。じゃあ、後で事務局に相談して。室長からでも担当者の御紹介をいただいたほうが、先ほどはそういう意見がありますので。今回初めてこの会に出席されてる事務局側もおられるから、それは一回やっというほうがいいと思いますので、後でお願いいたします。それでは。

○藤巻副委員長

委員長。

○須藤委員長

はい、どうぞ。

○藤巻副委員長

すみません、細見先生。こちらの方のフルの報告書の方の43ページの数字をもしわれわれが、この数字をこういうふうに直せば大体先生の考えておられる濃度になるよっていう数字で、もし、お話しいただければ助かるんですけど、そんな簡単な話じゃないんですね。

○細見副委員長

えっとね、この43ページの表自身は全く間違っていない、正しい値です。

○藤巻副委員長

そうですか。

○細見副委員長

ええ。ここで注目していただきたいのは例えばH26-1a, H26-2のそれぞれSSという所に330とか450mg/Lってありますね。で、今お話ししているのは、このSSというのは浮遊物質ということで、この浮遊物質が水田土壌の粒子由来だと考えると、この水田土壌の粒子の中に含まれているダイオキシンの濃度というのは3ピコとか4ピコというような値ですので、これは日本の平均値30ぐらいですので、日本の水田の土壌の中に含まれているダイオキシンと比べると10分の1ぐらい低いもの。

○須藤委員長

逆に言うと低いってことですね。

○細見副委員長

そういう意味ではあそこは以前それほど農業を。

○須藤委員長

佐藤委員がおっしゃってるとおりなんです。

○細見副委員長

はい。

○須藤委員長

先生よろしい？

○藤巻副委員長

はい、分かりました。

○須藤委員長

そしたら、議事進行させていただいて、今のように修正させていただいて皆さんに見ただいて、最後の答申を作るってところはそれでよろしいんですが、その他としてあと何が残っているんでしょうか。事務局。

○角屋室長

特にございませんが、先ほど委員長のほうから竹対の職員を紹介してくださいますとお話がありましたので。

○須藤委員長

ええ。紹介してください。

○角屋室長

ここにおりますのが担当職員で、特に木曜日は毎週現場に行っているいろいろですね、点検調査してございまして、担当班長の大庭でございます。

○大庭班長

大庭と申します。よろしく願いいたします。

○角屋室長

加藤でございます。

○加藤技師

よろしく願いいたします。

○角屋室長

荒川でございます。

○荒川主事

よろしく願いします。

○佐藤委員

いつも行く人がその3人ね。

○角屋室長

はい。

○須藤委員長

その他、応援ですね。

○角屋室長

あとは兼務という形でやらせていただいております。

○須藤委員長

兼務ね。兼務だって職員でしょ。

○角屋室長

もちろんそうです。

○須藤委員長

兼務だから責任がないというわけじゃないよね。

○角屋室長

そんなことはございません。

○佐藤委員

そうですとは言えねいよね。今。

○須藤委員長

わかりました。それじゃあ、その他はそれだけでよろしいの？あとは、これでこの会は閉じていい？

○角屋室長

ございません。

○須藤委員長

いいですか。

○角屋室長

はい。

○須藤委員長

これから傍聴人の御意見を伺います。

○佐藤委員

傍聴人の前に、さっきの土側溝の部分に関してね、重大発言をしたと思ってるんですけども、それはそのままいっちゃうんですか。

○須藤委員長

もう一回言ってください、そしたらその部分。

○佐藤委員

東側側溝のことにに関して、それは村田町の川なんだから村田町でやっておいて。

○須藤委員長

その両方の兼ね合いの部分。

○佐藤委員

兼ね合いじゃなくてもう 100%竹対がやんなきゃ、宮城県がやんなきゃいけない仕事なんですよ。誰がなんと言おうと。

○須藤委員長

じゃあ、前に戻して、今の部分は内容がこれに関する部分なので。これは室長に答えていただいたほうがいいのかな。それとも部長が。どうぞ。

○角屋室長

その点について大変申し訳ないですが、従来どおり、支障除去対策としては必要ないということで、これまでもお話しさせていただいてございますが。

○佐藤委員

いや、それは引継書にそういうふうに書いてありましたね。

○角屋室長

はい。

○佐藤委員

人のことはこういうふうに言うんだ、この連中はなって。失礼だけどそう思いました。地図出してください。

○須藤委員長

その部分の地図を。側溝の所。

○佐藤委員

ここのことを言ってます。ここの所の土側溝にね。それで、竹の内で土側溝残ってる所はここしかないわけですよ。それで、こっちは前の支障除去でぐるっとこういうふうに。

○須藤委員長

やったよね。

○佐藤委員

みんなやったわけですね。それで、ここだけ残って、地元の人たちからはなんで残してんの、ちゃんとやってよ。ここから下流域もやってる。だから、ここだけ残ってるんですよ。それで、これは生活環境保全上問題ないから残したっていうふうな言い方を今発言したんですけども、前に言ったときに、なんでここの所をやってって、みんなやってよっていうようなことを竹対に話したときに、誰かが、これは当時の記録みればわかんだけど、PRBをやったときに浄化壁をそういうふうに並べるのにここの所しないので取ってあるんですけどっていうふうな説明を受けました。そうですかって言ったら、PRBやらなくなったんだったら早速やるんだらうなっていうふうに今まで思ってたんだけど、これは村田町の分だからとね。生活環境保全上問題ないからとかっていうふうな言われ方すると、これは非常に違うんじゃないかねえか、問題はっていうふうに思います。

これは嚴重に抗議どころじゃなくて、どうすればいいんでしょうか。先生たちのお知恵を貸していただいて、竹対がやってきたことの、大部分ががそういうことの言い逃れだけだったんですね。それで、支障除去も対策だ、特措法適用すんだからって言って、われわれ、蚊帳の外に置かれて、ずーっと10年間何にもしないで時間だけ稼いで今日まで来ました。で、特措法がなくなったんだから、早速こういうところから始めろよなっていうふうなことで、今お話をしています。

ここの所だけ土側溝。それでここからこっちもU字溝で。何だっけな、8億円かかかってね。竹対のそういうふうな工事で終わったの。ここだけ残ってます。

○須藤委員長

はい。分かりました。皆さん、そこは理解できたと思いますので、ここで委員がこうしましようっていう問題じゃなさそうなので、予算も結構かかることなので。室長以下皆さんで、当然予算もかかることですので、御相談いただいた上でどうするかを次回に報告をいただくということによろしいですか。

○佐藤委員

え？

○須藤委員長

どうぞ。

○角屋室長

その辺はちょっとまた個別に御相談させていただきたいと思います。

○須藤委員長

個別？

○佐藤委員

いや、村田町管理だからという言い方だけはやめてくださいね。

○角屋室長

はい、分かりました。

○佐藤委員

それはただの言い逃れでしかありません，そんなの。

○須藤委員長

では，そういうことで次回に報告をいただくということで。

○佐藤委員

それからもう一つ。そのことで，今，事業がこういうふうになんか弱くなってきたんだよというふうなお話をしています。今，何やってるのかっていったら奥のこの焼却炉の検査の準備をしてるんですか。それで，誰が知ってるのって。あそこの所，誰が知ってるのって。われわれだってもう分かんないですよ。分かんない。どこでどういうふうになんか弱くして，どういうふうな管理をこれまでしてきたのかっていうのが。地権者の方でも多分分かんないんじゃないか。

○須藤委員長

それは焼却炉の話ですね。

○佐藤委員

いや，だから，そのときに地元の人に聞かなきゃないですよ。ここの所でどうしたの，ここはどうしたの，ここはどうだったの。それが分かるような状況ではすでになくなってしまった。今頃何やってんの，なんですよ，本当は。それでそういうのは，こちらにいる方たちよりわれわれのほうが知ってるので。

○須藤委員長

それは当然・・・。

○佐藤委員

どうぞ教えてくださいというふうな言い方，無礼でない言い方をなされば，それは協力するにやぶさかではないんだけども，そういう一言もなくで，ここの所こうで，これは村田町の管理しなければならない川だからみたいな言い方で県が一人歩き始めたんじゃないですか。そのことはやっぱり。

○須藤委員長

はい，室長。

○角屋室長

今，佐藤委員がおっしゃってるのがちょうど。

○須藤委員長

真ん中ら辺。

○角屋室長

隣接地にございます焼却炉。

○須藤委員長

そうです。

○角屋室長

以前から老朽化が進んでいるので，撤去してほしいというご依頼を受けてまして。で，やっと今年度の予算で焼却炉の老朽化の状況ですとか，内部に何か残さ物がないかというふうな調査をかけようということで今，動いてございます。まだちょっとそういった依頼する業者さんの選定手続き中でございますので，業者が決まって，具体的な段取り決まりましたらまたいろいろ御相談したいとは考えています。

○須藤委員長

前から言われていることが，いよいよ実現できるというところに至ったということですのでよろしいですね。分かりました。じゃあ，それはそれでそのようにしていただいて。ぜひ次回に報告できるようにしてください。途中なら途中でもいいですからお願いいたします。

それでは、これをもって評価委員会の議事としては終了させていただきますが、これでいいですか、閉会にして。事務局いい？じゃあ閉会とさせていただきます。それでは、続いて毎回同じことがあるんですが、傍聴人の発言として御希望いただいております。鈴木健一さんです。どうぞ。御発言お願いいたします。

○鈴木さん

地権者であり、また、守る会のメンバーでございます鈴木です。今、委員長から毎度同じことですがというふうなことでありましたけども、大体似たようなことになっております。しかし、実は、今年の2月の17日の日に守る会と地権者の連名です。要望を出しております。それから、同じく6月の9日に町長、区長、守る会、地権者ということで、いわゆる無害化、そして処分場の廃止に向けたプロセスなり、そういったものに関するこの要望というふうなことで提出をしておりました。

その中にはいろいろと議論ありましたように、砒素やダイオキシン等、まだ基準値を超える有害物質が残存する。こういう中ではこの処分場の廃止はできないと、こういうふうなことになってるわけなんで、従って、そういう有害物質の状況ですね。このためには処分場における、早い話が浄化槽っちゅうのが必要だということで、浄化装置を設置するようなことを要望しております。

これは今、いろんなありましたように、全体的にね。出てない所は別にやる必要ないわけなんで、特定できるのであれば、例えばH16-5とか特定できるのであれば、そういう所を中心に浄化装置を設置して浄化していくという方法もあるのではないかとこのように考えてます。そういったこととか、あるいは焼却炉。これについては、これまで焼却炉、三段池については、特措法の範囲外だと。こういうふうなことで県は今まで説明をしてきました。従って、それについては手を付けないんだと。こういうふうな立場を取ってまいりました。しかし、私たちはやはり焼却炉、三段池はあくまでこの処分場と全く一体化した施設でございまして、それを別ものだなんてことは言わせないというふうなことで、ぜひこの後始末についてもお願いしたいと。こういうふうなことで焼却炉、三段池の撤去についても要望をいたしました。

次に、廃止ですね。処分場の廃止に向けたプロセスというふうなことで、そのためには無害化が必要だと。ところで、先ほどの報告書の19ページに安定化という表現がございませぬ。この安定化という表現は何をもって安定化というのか。無害化とどういう関係があるのか。どういう位置付けで安定化というふうに言ってるのかね。これが私は分かりません。これについては極めてあいまいな表現ではないか。廃止のためには無害化が必要なんです。この安定化というには、例えば、有害物質の何々がどこまでならば安定化なんて、こういうふうなことを言ってるのかよく分かりません。これについてちょっと、後でこれは一つ明確にさせていただきたいというふうに思います。

ところで、この二つの要望書を出してまいりましたけれども、これに対する回答が現在

まだなされておられません。できる限り早くお願いしたいというふうに思います。先ほど部長の挨拶の中で、実施計画については3月段階で一応中止をすると。国の支援は今度はない状態で県の責任でもってやってくと。こういうふうなことがございましたので、これからやはり県が主体的に維持管理に当たっていくと。こういうふうなことになるのではないかとこのように思います。

しかし、大変難題ですね。県もいろいろ検討しているというふうに思うんですが、ぜひ今までこの、部長の挨拶にも、ぜひこれからは評価委員会の意見を重視をしたいと。重要な意見として拝聴していきたいと。こういうふうな御挨拶もありました。ぜひ今後の廃止に向けたプロセスっていうかですね、どのような段階でどのような対策をやって、撤去なり、あるいは無害化にどういうふうな道筋でやるのかというふうなことについてですね、ぜひこれは評価委員会のほうに県から諮問していただいて。それで、評価委員会の中でですね、今後の対策について答申をするというふうな形を取ればどうかというふうに思います。

そうでないと、県はどうもやはり、随分また時間はかかりましたけども、どうもなかなかどう判断してるか、そう言うっては失礼ですけどね、まだされていない。従って、これまで長い間、評価委員会の中で議論してきた先生方が一番この点についてはやっぱり分かってるんじゃないかというふうに思うんです。従って、県から今後の対策に関して、いわゆるこの無害化、あるいは処分場廃止に向けたプロセス。こういったことについての方策なり何なりを県から諮問していただいて。それで、評価委員会としてそれに答申するという形を取ったらいいのではないかとこのように思いますので、その点について、ぜひここはそういう形でもって今後の見通しを付けていただきたい。

とにかく長い年月が経過してます。地権者も半分ぐらい亡くなってる方がございまして。それであと、息子さんとかがね。息子さんの代になりますと関心もどうしても弱くなるし、あるいはまた、土地の所有者本人が亡くなって、今はとにかくその後継者がいない。こういうふうなこともありますし、いろんなことがあります。地権者として見れば、無償譲渡を県にいたしますので、県で有効活用を図ってもらいたいという要望書も出してありますけどね。いや、県は要らないと、こういうふうなことであれば、無害化をした上で返す方法もあつかもしいけども、しかし、返すっても、もう返す人がいない。こういうふうな状態にもなっておりますんでね。ぜひ、その辺も踏まえて、見通しをつけた明るい展望というのをつくっていただきたい。以上を申し上げます。よろしく申し上げます。

#### ○須藤委員長

的確な御意見をまとめていただいてありがとうございます。しかし、今、ここでこれについてどう取り扱うかっていうことについては、すぐにこの委員会で決めるようなものではございませんので、行政の中で十分検討していただいて、廃止に向けたプロセスについてどういう取り組みをしていったらいいのかということ、例えばこの委員会に諮問し

てほしいという御意見がありましたので、そういうことを含めて、再度事務局のほうで今の意見を取り上げていただいて、御検討いただきたいと、こういうふうに思います。よろしいですか、室長。そういうふうにしておきます。われわれの荷を超えてる仕事なのでそういたします。

それから、安定化ってということについて質問があったんで、細見先生が一番廃棄物の処分場の安定化とか無害化とかってということについてお詳しいんで、ぶっつけで気の毒ですが、先生ちょっと数分安定化についてプレゼンテーションしていただけますか。安定化という表現、よく使いますよね。

○細見副委員長

非常に難しいと思います。それを御承知で多分質問されたと、要望もされたと思います。無害化っていうのは法律の、最終的に廃止になって、廃掃法上の指定区域でしたかね、あれを。

○須藤委員長

取り下げるんですか？

○細見副委員長

取り下げるというか、それを指定区域のまま管理されていくはずですので。

例えば、一般的な土壌ではないんですね。一般的な土壌であれば、無害化と言われたときの土壌に関してのその、溶出量基準と。それから、含有量基準という二つの基準があって、それを満足すれば一応土壌汚染対策法上は無害であると言えると思うんですけども、今の廃掃法上の指定区域で管理をされていくということになると、そこで無害化っていう表現はなかなか使われていないと思いますね。廃棄物がもともと入っていたのだから、無害っていうのはなかなか言えないと私は思います。

そこは今、厳密にどう安定化と無害化を区別して、竹の内のこの処分場というか問題になっている地域をどうするかというのは、もう少し将来的な目標っていうのはやっぱり議論したほうがいいと思います。全くの無害化っていうのは、土壌環境基準を満足するような無害化を目指そうというのか、廃掃法上で廃止の基準っていうのはおおむねいろいろ目標値がありますが、これに関してはどちらかっていうと、無害化とかっていうよりは。

○須藤委員長

安定化だね。

○細見副委員長

もともと廃棄物が分解して変化していくものであるんで、そういうのがほとんど見られ

ないような状況が多分安定化に近い言葉だと思えますけども。ちょっと何を言ってるか、どんどん難しくなるので。要は、竹の内のこの地区の場所を本当に今後どういうふうにしていくのかっていう議論も併せて、かつモニタリングは当然やっていかないとけないと思えますので、地元の要望も踏まえながら県としてどういう立場でいくのかっていうのは、そこは私が今答えるべきところではないと思えますが、少なくとも安定化と無害化と同じような言葉ではないので、そこを区別してどういう目標でこの場所をどうしていくのかということに関わってくると思えます。

○須藤委員長

ということは大体は細見先生、御専門家だし、現場の経験も深いんでいくつかの所に立ち会っておられると思えますので、多分当方で言えば安定化に向けて何を考えるのかということになるんだろうなとは思えますので、今後、行政の中で検討いただいた上で、この委員会で何をわれわれがやるのがいいのか。それともこの問題については触れないほうがいいのか、その辺は皆さんのほうで決めていただくほうが私は妥当だろうというふうに思えます。

○鈴木さん

一ついいですか。

○須藤委員長

はい、どうぞ。

○鈴木さん

そこで1点だけ。今の件は分かりました。1点だけお話しさせていただきます。この委員会の設置のときに、これが環境モニタリングだけじゃなくて、いわゆる対策等も含めて、それは検討してもいいんですよというような付帯決議があったわけです。従って、県はやはりこの委員会に、先ほど、今後の問題についても諮問していただいて、この委員会でもっていろんな助言なりしていただくということは大変いいのではないかとこのように思えます。よろしくお願いします。

○須藤委員長

鈴木さん、いろいろと毎回貴重な御意見いただきまして、どうもありがとうございます。

○佐藤委員

一つだけ。

○須藤委員長

まだあるんですか。

○佐藤委員

いえ、もう3分でいいです。

○須藤委員長

はい。

○佐藤委員

今お聞きしていたんですが、評価委員会ができたときに県の、県議会で条例で決まったんですね。そのときに評価委員会の仕事ということで廃対が施行令というか、そういうふうなものを出しました、1回。1回じゃないんだ途中で改定してるんですが、それには今、彼が言ったように評価委員会の仕事として提言をどんどんいただくように、その方向で持ってきますというふうな一節がありました。それが一回目のなんつうんですかね、施行令でしょうかね。評価委員会施行令っていうふうな言い方をするのかどうか分かりませんが、そういうふうなことだったんですね。

それから、3年くらいたったらその施行令が書き換えられた。あら、こういうこと（役所の思惑によるご都合改定を）やるんだなって、それは印刷して残してありますけども、今のような施行令に変わっちゃったんだね。最初は御意見はいろいろくださいというふうなのがありまして、非常に低姿勢に、皆さんよろしくお願ひいたしますというふうな指向の言葉があったんです。だけど、今の、全くお話のとおりなことなんで、あのときのことを思い出しながら、途中で施行令を変えていいのかよっていうふうに思いながら、そういうことは印刷して取ってあるということです。

ということなので、私たちは、じゃあやっぱり、一番最初に評価委員会ができたときのやり方を踏襲していますし、今後もそういうふうにしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○須藤委員長

ありがとうございます。委員長がその辺は十分に理解して、議事を進めなくちゃいけないんですが、もう25回たっておりまして、最初の委員会ときに何を議論したかをすぐにピタッとさえませんので、これも前の議事録やら、最初の部分、1回目のときの、多分本委員会で検討する事項とかなんかっていうことで、施行令とは言わなかったかもしれませんが、そういうことをやった記憶はありますので、それを見ていただいた上で、再度これも復習をさせていただきたいというふうに思いますので。

○佐藤委員

昨日、一昨日、復習いたしました。

○須藤委員長

そうですか。やっぱりさすがに佐藤委員のほうが上ですね。分かりました。ということで、復習は私もいたしますが、これをもって、それでは、まだまだ御意見あると思いますが、傍聴人の御発言、どうも鈴木さん、ありがとうございました。ということで、鈴木さんの御意見、可能な限り行政が生かしてくれると思いますし、われわれも参考にして、今後審議をさせていただくということをお約束をして、これをもって傍聴人御発言の時間を打ち切らせていただきます。それじゃあ、あとは事務局のほうにお任せします。

○司会

須藤委員長、委員の皆さま、長時間にわたりまして御審議ありがとうございました。事務局のほうから2点ほど予告させていただきまして、本日の会議終わりたいと思います。

まず、本日の議事録でございますが、後日調整いたしまして、皆さまの御確認をお願いいたしますので、その際またよろしくお願ひします。さらに、次回の評価委員会でございますが、また委員長と日程調整させていただきまして、その上で皆さまにお知らせさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。以上をもちまして第25回評価委員会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○須藤委員長

どうも皆さん、お疲れさまでございました。皆さん、ありがとうございました。